

航空機騒音関係法令集

| | |
|--|----|
| 1 . 航空機騒音に係る環境基準について ----- | 1 |
| 2 . 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務 の処理基準について ----- | 3 |
| 3 . 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律 ----- | 4 |
| 4 . 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 ----- | 18 |
| 5 . 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 ----- | 25 |
| 6 . 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則 ----- | 33 |

1. 航空機騒音に係る環境基準について

公布日:昭和 48 年 12 月 27 日

環境庁告示 154 号

[改定]

平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示 91 号

公害対策基本法第 9 条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する

| 地域の類型 | 基準値(単位 WECPNL) |
|-------|----------------|
| | 70 以下 |
| | 75 以下 |

(注) をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

(1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。

(2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

(3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を測定するものとする。

(4) 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値(単位 WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\overline{d \ B(A)} + 10\log_{10}N - 27$$

(注) $\overline{d \ B(A)}$ とは、1 日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を N1、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を N2、午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数を N3、午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数を N4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N2 + 3N3 + 10(N1 + N4)$$

(5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

(平5環庁告91・一部改正)

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

| 飛行場の区分 | | 達成期間 | 改善目標 | |
|--------------------------|-----------------|--------------------|---|---|
| 新設飛行場 | | 直ちに | | |
| 既設飛行場 | 第三種空港及びこれに準ずるもの | | / | |
| | 第二種空港(福岡空港を除く。) | A | 5年以内 | / |
| | | B | 10年以内 | 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 |
| | 新東京国際空港 | | | |
| 第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港 | | 10年をこえる期間内に可及的速やかに | 1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。 | |

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

2. 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定 受託事務の処理基準について

公布日:平成 13 年 1 月 5 日

環大企 1 号

環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)の制定により、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定により、環境基本法第 16 条第 1 項の基準についての同条第 2 項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第 40 条の 2 及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」(平成 5 年政令第 371 号)第 2 条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号)に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われない。

別添

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとする。

なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。

2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を類型 に当てはめるものとし、その他を類型 に当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に相当する地域を類型 に当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。

3 地域の指定の見直しは、おおむね 5 年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画(土地基本法(平成 1 年法律第 84 号)第 11 条第 1 項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。)上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。

4 「航空機騒音に係る環境基準について」の第 1 の 3 中「1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場」とあるのは、公共用飛行場であって、航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 16 項に

規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦の練習の用に供されるものに限る。)が1年間に当該飛行場に離着陸した回数を年間総日数で除した値が10以下のもの及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊(以下「自衛隊等」という。)が使用する飛行場であつて、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数(緊急的な離着陸を除く。)を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

5 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「離島にある飛行場」とあるのは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。

6 「航空機騒音に係る環境基準について」の第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条ただし書の規定により運輸大臣の許可を受けた離着陸の場所であつて、反復して使用されるものをいう。

3. 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(昭和四十二年八月一日法律第百十号)

最終改正:平成一七年七月二六日法律第八七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定飛行場」とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認め、政令で指定するもの及び成田国際空港をいう。

第二章 航空機騒音による障害の防止等

(航行の方法の指定)

第三条 国土交通大臣は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要があると認めるときは、航空交通の安全を阻害しない限度において、当該飛行場

において航空機が離陸し、又は着陸することができる経路又は時間その他当該飛行場及びその周辺における航空機の航行の方法を告示で指定することができる。

- 2 航空機は、前項の規定による指定があつたときは、航行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合その他国土交通省令で定める場合を除き、これに従わなければならない。

(特定飛行場の設置者及び使用者の責務)

第四条 特定飛行場の設置者はこの法律の規定による措置、航空機の騒音により生ずる障害の防止に必要な施設の整備等を行なうことにより、航空機の離陸又は着陸のため特定飛行場を使用する者は航空機の航行の方法の改善、特定飛行場の設置者が行なう措置に要する費用の負担等を行なうことにより、ともに特定飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に努めなければならない。

(学校等の騒音防止工事の助成)

第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 [学校教育法](#) (昭和二十二年法律第二十六号) [第一条](#) に規定する学校
- 二 [医療法](#) (昭和二十三年法律第二百五号) [第一条の五第一項](#) に規定する病院
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(共同利用施設の助成)

第六条 特定飛行場の設置者は、当該飛行場の周辺地域をその区域とする市(特別区を含む。以下同じ。)町村で航空機の騒音によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、学習、集会等の用に供するための施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設で政令で定めるものの整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(資金の融通等)

第七条 国は、第五条の工事を行なう者又は前条の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第八条 国は、第五条の工事又は第六条の措置に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(住宅の騒音防止工事の助成)

第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)に当該指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に関し助成の措置をとるものとする。

(移転の補償等)

第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物

等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 [特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法](#)（昭和五十三年法律第二十六号）[第十条](#)の規定は、前項の規定により買入れられた土地について準用する。

（緑地帯等の整備）

第九条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第二種区域のうち新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置をとるものとする。

2 特定飛行場の設置者は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置をとるものとする。

（空港周辺整備計画）

第九条の三 [空港整備法](#)（昭和三十一年法律第八十号）[第二条第一項](#)に規定する第一種空港又は第二種空港であり、その周辺地域について第一種区域が指定されている特定飛行場で、当該第一種区域が市街化されているため、その区域について、新たに航空機の騒音による障害が発生することを防止し、又は航空機の騒音により生ずる障害を軽減し、あわせて生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるものは、政令で周辺整備空港として指定する。

2 前項の指定があつたときは、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事は、当該周辺整備空港の設置者と協議し、その同意を得て、次の事項について空港周辺整備計画を策定しなければならない。

一 第三号イ及びロに掲げる整備を行なうための第一種区域に所在する土地の取得に関する事項

二 第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地の取得及び造成その他前号に掲げる事項の実施を促進するための措置に関する事項

三 第一号に掲げる事項の実施により取得された土地その他周辺整備空港の設置者、地方公共団体又は次章の規定による独立行政法人空港周辺整備機構が所有する第一種区域に所在する土地についての次に掲げる整備に関する事項

イ 緑地帯その他の緩衝地帯とするための整備

ロ その他航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供するための整備

四 前号に掲げる事項の実施により整備された土地の管理又は処分に関する事項

五 前各号に掲げる事項の実施主体に関する事項

3 都道府県知事は、前項の規定により空港周辺整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該周辺整備空港の設置者が国土交通大臣であるときは、この限りでない。

4 第二項の場合において、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事が二以上あるときは、当該都道府県知事が共同して空港周辺整備計画を策定するものとする。

5 第二項の空港周辺整備計画は、公害防止計画、都市計画その他の環境の保全又は地域の振興若しくは整備に関する国又は地方公共団体の計画に適合したものでなければならない。

（損失の補償）

第十条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により、従来適法に農業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償する。

2 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第十一条 前条の規定による損失の補償(成田国際空港に係るものを除く。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを国土交通大臣に送付しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十二条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定める手続に従い、国土交通大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日の翌日から起算して三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十三条 政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日の翌日から起算して三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日の翌日から起算して三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十四条 第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第十五条 第十一条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十二条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(成田国際空港に係る損失補償の手続等)

第十六条 成田国際空港に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

第十七条 前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
- 3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。
- 4 前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服がある者は、第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第三章 独立行政法人空港周辺整備機構

第一節 総則

(目的)

第十八条 独立行政法人空港周辺整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第十九条 この法律及び[独立行政法人通則法](#)（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される[通則法第二条第一項](#)に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人空港周辺整備機構とする。

(機構の目的)

第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

(事務所)

第二十一条 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第二十二条 機構の資本金は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第六項の規定により政府及び関係地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

- 2 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府及び関係地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。
- 4 機構に出資しようとする地方公共団体は、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

第二節 役員及び職員

(役員)

第二十三条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

- 2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第二十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 [通則法第十九条第二項](#) の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、[通則法第十九条第二項](#) の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第二十六条 [通則法第二十二條](#) に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 機構の役員に関する[通則法第二十三條第一項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「前条」とあるのは、「前条又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十六條第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第二十七条 機構の役員及び職員は、[刑法](#) (明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。

二 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。

三 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。

四 周辺整備空港に係る第八条の二に規定する工事に関し助成を行うこと。

五 周辺整備空港の設置者の委託により、第九条第一項の規定による建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れに関する事務を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯その他の緩衝地帯の造成を行うことができる。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十九条 機構は、[通則法第二十九條第二項第一号](#) に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る[通則法第四十四條第一項](#) 又は[第二項](#) の規定による整理を行つた後、[同条第一項](#) の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る[通則](#)

[法第三十条第一項](#) の認可を受けた中期計画([同項](#) 後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しななければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び空港周辺整備債券)

第三十条 機構は、第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は空港周辺整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、[民法](#) (明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 6 [会社法](#) (平成十七年法律第八十六号)[第七百五条第一項](#) 及び[第二項](#) 並びに[第七百九条](#) の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十一条 政府は、[法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律](#) (昭和二十一年法律第二十四号)[第三条](#) の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第三十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(政府からの資金の貸付け)

第三十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第二十八条第一項第二号及び第三号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

第四節 雑則

(財務大臣との協議)

第三十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十二條第二項、第三十條第一項若しくは第五項又は第三十二條第一項の認可をしようとするとき。
- 二 第二十九條第一項の承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

第三十五條 機構に係る[通則法](#)における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(他の法令の準用)

第三十六條 [不動産登記法](#)（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第三十七條 削除

([国家公務員宿舎法](#)の適用除外)

第三十八條 [国家公務員宿舎法](#)（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第四章 雑則

(騒音障害の防止に関する配慮)

第三十九條 地方公共団体は、特定飛行場以外の公共用飛行場についても、当該飛行場に係る航空輸送需要の動向、その周辺地域における市街化の進展等の状況にかんがみ、当該周辺地域において航空機の騒音により生ずる障害が著しくなると予想される場合においては、当該周辺地域についての振興又は整備に関する施策の策定及び実施にあつては、できる限り、航空機の騒音により生ずる障害の防止について配慮するものとする。

- 2 国は、地方公共団体が前項に規定する施策に基づき航空機の騒音により生ずる障害の防止について配慮した措置を講ずるときは、その措置のため必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(関係地方公共団体の長からの意見聴取等)

第四十條 国土交通大臣は、第三條第一項の規定により航空機の航行の方法を指定し、又は第八條の二、第九條第一項若しくは第九條の二第一項の規定により区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る飛行場の周辺地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

- 2 都道府県知事は、第九條の三第二項の規定により空港周辺整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第四十一條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第四十二條 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の区分)

第四十三条 第十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務(意見書を添付する事務を除く。)は、[地方自治法](#) (昭和二十二年法律第六十七号) [第二条第九項第一号](#) に規定する [第一号](#) 法定受託事務とする。

第五章 罰則

第四十四条 航空機乗組員が第三条第二項の規定に違反して、航空機を運航したときは、十万円以下の罰金に処する。

2 機長以外の航空機乗組員が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機長に対して、同項の刑を科する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月二七日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の第九条第一項の規定に基づき定められている政令は、改正後の同項の規定に基づき区域の指定に係る政令として定められたものとみなし、この法律の施行の際現に改正前の同項の規定により指定されている区域は、改正後の同項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、改正後の同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、改正前の同項の規定により当該区域が指定された時とする。

2 この法律の施行の際現にその名称中に空港周辺整備機構という文字を用いている者については、改正後の第二十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 機構の最初の事業年度は、改正後の第四十六条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第四十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

附 則 (昭和五三年四月二〇日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月七日法律第四七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「旧法」という。)第三章の規定により設立された空港周辺整備機構(以下「旧機構」という。)については、旧法は、附則第四条第一項の規定により旧機構が解散するまでの間は、なおその効力を有する。この場合には、改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「新法」という。)第二十二条第二項の規定は、適用しない。

(新機構の設立についての特例)

第三条 新法第三章の規定による空港周辺整備機構(以下「新機構」という。)の設立については、新法第二十五条第一項中「関係地方公共団体の長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者十人以上」とあるのは「関係地方公共団体の長、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十七号)附則第二条に規定する旧機構の理事長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者十人以上」と、同条第二項中「定款及び事業計画書を作成し、関係地方公共団体に対し機構に対する出資を募集しなければならない」とあるのは「定款及び事業計画書を作成しなければならない」と、新法第二十六条中「前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して」とあるのは「定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して」と、新法第三十条第一項中「前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく」とあるのは「遅滞なく」として、これらの規定を適用し、新法第二十九条第二項の規定は、適用しない。

(旧機構の解散等)

第四条 旧機構は、新機構の成立の時において解散するものとし、その時における旧機構に対する政府及び地方公共団体の出資金に相当する金額は、それぞれ新機構の設立に際し政府及び地方公共団体から新機構に対して出資されたものとする。

- 2 前項の規定により旧機構が解散したときは、その時において、旧機構の一切の権利及び義務は、新機構が承継する。
- 3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 5 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 旧法第五十二条第一項の規定による周辺整備債券は、新法第五十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

- 2 前条第二項の規定により新機構に承継される旧機構の長期借入金に係る債務について旧法第五十三条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

(非課税)

第六条 附則第四条第二項の規定により新機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(最初の事業年度等に関する経過措置)

第七条 新機構の最初の事業年度は、新法第四十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 新機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前(旧機構については、附則第二条の規定によりなお効力を有する旧法の失効前)にした行為及び附則第四条第四項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年一月二七日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成四年七月一日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年六月一四日法律第六三号)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十五条 施行日前に第三百六十四条の規定による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下この条において「旧航空機騒音障害防止法」という。)第九条の三第二項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第三百六十四条の規定による改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音

による障害の防止等に関する法律(以下この条において「新航空機騒音障害防止法」という。)第九条の三第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

- 2 施行日前に旧航空機騒音障害防止法第二十一条第四項の規定による承認を受けた地方公共団体は、新航空機騒音障害防止法第二十一条第四項の規定による協議を行った地方公共団体とみなす。
- 3 この法律の施行の際現に旧航空機騒音障害防止法第二十一条第四項の規定によりされている承認の申請は、新航空機騒音障害防止法第二十一条第四項の規定によりされた協議の申出とみなす。
(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十四年一月一八日法律第一八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三十三条の次に節名及び五条を加える改正規定(第三十五条に係る部分に限る。)並びに次条及び附則第七条の規定は、同年七月一日から施行する。

(空港周辺整備機構の解散等)

第二条 空港周辺整備機構(以下「旧機構」という。)は、独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び関係地方公共団体が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国及び関係地方公共団体が承継する。

3 前項の規定により国及び関係地方公共団体が承継する資産の範囲その他当該資産の国及び関係地方公共団体への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構の解散の日の前日における旧機構に対する政府及び関係地方公共団体の出資に相当する金額(以下「各出資額」という。)は、それぞれ、機構の設立に際し、政府及び関係地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

- 7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額(以下「純資産額」という。)が各出資額の合計額を超えるときは、その差額に相当する額については政府及び関係地方公共団体から機構に対し各出資額に応じて出資されたものとし、純資産額が各出資額の合計額を超えないときは、その差額に相当する額については繰越欠損金として整理するものとする。
- 8 前項の規定により政府及び関係地方公共団体から機構に対し出資されたものとされた場合には、この法律による改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「新法」という。)第二十二條第一項中「第二條第六項」とあるのは、「第二條第六項及び第七項」とする。
- 9 第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 11 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三條 前條第一項の規定により機構が承継するこの法律による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「旧法」という。)第五十二條第一項の規定による空港周辺整備債券は、新法第三十條第三項及び第四項の規定の適用については、同條第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

- 2 前條第一項の規定により機構が承継する旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧法第五十三條の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
(業務の特例)

第四條 機構は、当分の間、新法第二十八條に規定する業務のほか、旧法第四十四條第一項第四号の業務のうち住宅等の管理及び譲渡に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、新法第二十九條第一項中「前條」とあるのは「前條及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百八十四号)附則第四條第一項」と、新法第三十條第一項中「第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる業務」とあるのは「第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第四條第一項に規定する業務」と、新法第四十五條第二号中「第二十八條」とあるのは「第二十八條及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第四條第一項」とする。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五條 旧法(第三十四條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附 則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで及び第三十八条から第七十六条までの規定 平成十七年四月一日

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

4. 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

（昭和五十三年四月二十日法律第二十六号）

最終改正：平成一八年四月二八日法律第三五号

（目的）

第一条 この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(特定空港の指定等)

第二条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項 に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度並びに当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね十年後における当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項
- 二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用に関する基本的事項
- 三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該基本方針の案を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から起算して二週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。
(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区)

第四条 特定空港の周辺で都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができる。

- 2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。
- 3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。
- 4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

（航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等）

第五条 航空機騒音障害防止地区（航空機騒音障害防止特別地区を除く。）内において次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）をしようとする場合においては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院
- 三 住宅
- 四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

- 2 航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしてはならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ないと認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築をすることが困難若しくは著しく不適當であると認めて許可した場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に関し条件を付けることができる。
- 4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。
- 5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいずれかとしようとする場合について準用する。

（違反建築物に対する措置）

第六条 都道府県知事は、前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した建築物又は同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の模様替えその他これらの規定に対する違反又は許可に付けられた条件に対する違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

（損失の補償）

第七条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、補償しなければならない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、特定空港の設置者と当該土地の所有者その他の権原を有する者とが協議しなければならない。

- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に[土地収用法](#)（昭和二十六年法律第二百十九号）[第九十四条第二項](#)の規定による裁決を申請することができる。

（土地の買入れ）

第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による用益の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れるものとする。

- 2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（移転の補償等）

第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

（買入れた土地の管理等）

第十条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

- 2 [国有財産法](#)（昭和二十三年法律第七十三号）[第十八条第七項](#)及び[同法第十九条](#)において準用する[同法第二十二条第一項](#)の規定にかかわらず、国である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。
- 3 [国有財産法第二十二条第二項](#)及び[第三項](#)の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（国の援助等）

第十一条 国は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上の援助に努めなければならない。

- 2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

（罰則）

第十二条 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)
- 2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。
第九条に次の一項を加える。
3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第十条の規定は、前項の規定により買入れられた土地について準用する。
第九条の三第一項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されている」に改める。
(都市計画法の一部改正)
- 3 都市計画法の一部を次のように改正する。
第八条第一項に次の一号を加える。
十五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区
第十三条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。
第十五条第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。
(地方税法の一部改正)
- 4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第二十三号中「第九条第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第八条第一項若しくは第九条第二項」を加える。
(運輸省設置法の一部改正)
- 5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第二十八条の二第一項第十号の六の次に次の一号を加える。
十の七 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の施行に関すること。
(建設省設置法の一部改正)
- 6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第六号の七の次に次の一号を加える。
六の八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の施行に関する事務を管理すること。
第四条第四項中「、第六号の七及び第七号」を「及び第六号の七」に改める。

附 則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成四年七月一日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施

行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治

法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国有財産法第十八条、第十九条及び第二十一条の改正規定並びに第二十六条の改正規定(「場合に、これを」を「場合(次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。)」について)に改める部分を除く。)、第三条の規定(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

5. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(昭和四十九年六月二十七日法律第百一号)

最終改正:平成一八年一月二二日法律第一一八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

- 2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

- 2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(住宅の防音工事の助成)

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)に当該指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

(移転の補償等)

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指定する区域(以下「第三種区域」という。)に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

第七条 国は、第五条第二項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

三 港湾

四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十条 国は、第三条の工事を行う者又は第八条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第十一条 国は、第三条の工事、第八条の措置又は第九条第二項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第十二条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

- 2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第三章 損失の補償

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 三 その他政令で定める行為

- 2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

- 3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第十四条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。
- 3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十六条 国は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第十八条 第十四条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十五条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第二十条 第十四条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務(同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止)
- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
(旧法の廃止に伴う経過措置)
- 3 昭和四十八年度以前の年度の予算に係る国の補助金又は補償金等で昭和四十九年度以降に繰り越されたものに係る旧法第三条若しくは旧法第四条の助成又は旧法第五条の移転の補償等については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際、現に旧法第五条第一項の規定により指定されている区域は、第五条第一項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、旧法第五条第一項の規定により当該区域が指定された時とする。
- 5 第六条第一項及び第七条の規定の適用については、旧法第五条第三項の規定により買い入れた土地は、第五条第二項の規定により買い入れた土地とみなす。
- 6 この法律の施行前に旧法第三章の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第三章の相当規定によつてしたものとみなす。
(沖縄県の区域における第八条の規定の適用の特例)
- 7 第八条の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

附 則 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十条の規定 昭和五十九年四月一日

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条又は第二条の規定の施行前にこれらの規定による改正前の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(以下この条において「特別損失補償法」という。)第二条第一項又は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下この条において「生活環境整備法」という。)第十四条第一項の規定により損失補償申請書を都道府県知事に提出した者に係る特別損失補償法第二条又は生活環境整備法第十四条に規定する手続については、なお従前の例による。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成四年七月一日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年一月二二日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

6. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則

(昭和四十九年六月二十七日総理府令第四十三号)

最終改正:平成一九年一月四日内閣府令第二号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第八条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則を次のように定める。

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法)

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(以下「令」という。)第八条の防衛省令で定める算定方法は、次のとおりとする。

$$dB(A) + 10 \log N - 27$$

2 前項の算定方法において、次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

一 $dB(A)$ 一日の間の自衛隊等(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する自衛隊等をいう。以下同じ。)の航空機の離陸、着陸等(法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを含む。以下同じ。)の実施により生ずる音響のそれぞれの最大値をパワー平均して得た値

二 N 一日の間の自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の実施により生ずる音響のうち、午前零時直後から午前七時までの間に発生するものの回数を N_1 、午前七時直後から午後七時までの間に発生するものの回数を N_2 、午後七時直後から午後十時までの間に発生するものの回数を N_3 及び午後十時直後から午後十二時までの間に発生するものの回数を N_4 として、次に掲げる式によつて算出して得た値

$$N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

3 防衛施設庁長官は、前項各号の値の算定に当たつては、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等がひん繁に実施されている法第二条第二項に規定する防衛施設ごとに、当該防衛施設を使用する自衛隊等の航空機の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る値)

第二条 令第八条の防衛省令で定める値は、法第四条に規定する第一種区域にあつては七十五、法第五条第一項に規定する第二種区域にあつては九十、法第六条第一項に規定する第三種区域にあつては九十五とする。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定)

第三条 法第九条第二項の規定により各特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、令第十五条第六号に掲げる運用の態様の変更を基礎として交付すべき交付金の額を除き、次に掲げる式によつて算定するものとする。

普通交付額 $\times \{ 1 \div 4 \times (\text{当該関連市町村の面積点数} \div \text{関連市町村の面積点数を合算した点数} + \text{当該関連市町村の人口点数} \div \text{関連市町村の人口点数を合算した点数}) + 1 \div 2 \times \text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数} \div \text{関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数を合算した点数} \}$

2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 普通交付額 交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)に交付すべき交付金の予算額に百分の七十から百分の百までの範囲内で防衛施設庁長官が定める割合を乗じて得た額

二 面積点数 第一表の上欄に掲げる関連市町村の区域内に所在する特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる令第十五条第二号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値(砲撃が実施される演習場に係る関連市町村で同条第四号の割合が一平方キロメートル当たり五十人未満のものにあつては、当該数値に〇・五を乗じて得た数値)

第一表

| | |
|------------------------|---|
| 百万平方メートル未満 | 一 |
| 百万平方メートル以上五百万平方メートル未満 | 二 |
| 五百万平方メートル以上千万平方メートル未満 | 三 |
| 千万平方メートル以上二千万平方メートル未満 | 四 |
| 二千万平方メートル以上三千万平方メートル未満 | 五 |
| 三千万平方メートル以上五千万平方メートル未満 | 六 |
| 五千万平方メートル以上 | 七 |

第二表

| | |
|--------------------|-----|
| 一パーセント未満 | 一・〇 |
| 一パーセント以上五パーセント未満 | 一・二 |
| 五パーセント以上十パーセント未満 | 一・四 |
| 十パーセント以上二十パーセント未満 | 一・八 |
| 二十パーセント以上三十パーセント未満 | 二・二 |
| 三十パーセント以上四十パーセント未満 | 二・六 |
| 四十パーセント以上五十パーセント未満 | 三・〇 |
| 五十パーセント以上 | 三・四 |

三 人口点数 第一表の上欄に掲げる関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口(一の特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、当該人口を当該特定防衛施設に係る関連市町村の数で除して得た人口とし、関連市町村に係る特定防衛施設が二以上あり、かつ、当該特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、それぞれの特定防衛施設ごとに、関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口を当該関連市町村の数で除して得た人口を、当該関連市町村の人口を超えない範囲内で合算した人口とする。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる令第十五条第三号の比率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じ、更に、第三表の上欄に掲げる同条第四号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値

第一表

| | |
|------------|----|
| 五千人未満 | 七 |
| 五千人以上一万人未満 | 八 |
| 一万人以上二万人未満 | 九 |
| 二万人以上三万人未満 | 十 |
| 三万人以上四万人未満 | 十一 |
| 四万人以上五万人未満 | 十二 |
| 五万人以上 | 十三 |

第二表

| | |
|-------------|-----|
| 〇・九未満 | 〇・八 |
| 〇・九以上一・〇未満 | 〇・九 |
| 一・〇 | 一・〇 |
| 一・〇を超え一・一未満 | 一・一 |
| 一・一以上 | 一・二 |

第三表

| | |
|---|-----|
| 一平方キロメートル当たり七百五十人未満(町村にあつては、百人未満) | 一・〇 |
| 一平方キロメートル当たり七百五十人以上千五百人未満(町村にあつては、百人以上二百人未満) | 一・一 |
| 一平方キロメートル当たり千五百人以上二千二百五十人未満(町村にあつては、二百人以上三百人未満) | 一・二 |
| 一平方キロメートル当たり二千二百五十人以上三千人未満(町村にあつては、三百人以上四百人未満) | 一・三 |
| 一平方キロメートル当たり三千人以上(町村にあつては、四百人以上) | 一・四 |

四 特定防衛施設の運用点数 次に掲げる特定防衛施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値(特定防衛施設が二以上の区分に該当するとき、又は当該関連市町村に係る次の区分に該当する特定防衛施設が二以上あるときは、当該数値を合算した数値)

ア 飛行場 次に掲げる式により算定して得た数値

航空機の種類別点数 × 航空機の飛行回数別点数 × {1 + 1 ÷ 2 (当該飛行場に係る関連市町村の数 - 1)} × 当該関連市町村の配分点数 ÷ 当該飛行場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 航空機の種類別点数 第一表の上欄に掲げる航空機の種類(交付年度において当該飛行場において離陸又は着陸を実施する主たる航空機の種類をいう。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

- (2) 航空機の飛行回数別点数 第二表の上欄に掲げる令第十五条第五号アの回数及び同表の中欄に掲げる当該飛行場に係る関連市町村の障害人口(法第四条に規定する第一種区域内に居住する者又はこれに準ずる者の交付年度の四月一日現在における人口(法第五条第一項に規定する第二種区域内に居住する者の人口にあつては、当該人口に二を乗じて得た人口)をいう。以下同じ。)を合算した人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (3) 配分点数 第三表の上欄に掲げる関連市町村ごとの障害人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値(令第十五条第二号の割合が一パーセント未満の関連市町村にあつては、当該数値に〇・五を乗じて得た数値)

第一表

| | |
|--|-----|
| ターボジェット発動機を補助動力とする航空機 | 一・〇 |
| ターボジェット発動機を主たる動力とする亜音速の航空機のうち戦闘機及び大型の輸送機以外の航空機 | 一・五 |
| ターボジェット発動機を主たる動力とする亜音速の航空機のうち戦闘機又は大型の輸送機 | 三・〇 |
| ターボジェット発動機を主たる動力とする超音速の航空機 | 四・〇 |

第二表

| | | |
|----------------|------------|-----|
| 六千五百回未満 | 五千人未満 | 〇・六 |
| | 五千人以上一万人未満 | 〇・八 |
| | 一万人以上二万人未満 | 一・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 一・二 |
| | 四万人以上 | 一・四 |
| 六千五百回以上一万三千回未満 | 五千人未満 | 一・二 |
| | 五千人以上一万人未満 | 一・六 |
| | 一万人以上二万人未満 | 二・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 二・四 |
| | 四万人以上 | 二・八 |
| 一万三千回以上二万六千回未満 | 五千人未満 | 二・四 |
| | 五千人以上一万人未満 | 三・二 |
| | 一万人以上二万人未満 | 四・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 四・八 |
| | 四万人以上 | 五・六 |
| 二万六千回以上三万九千回未満 | 五千人未満 | 三・六 |
| | 五千人以上一万人未満 | 四・八 |

| | | |
|----------------|------------|------|
| | 一万人以上二万人未満 | 六・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 七・二 |
| | 四万人以上 | 八・四 |
| 三万九千回以上五万二千回未満 | 五千人未満 | 四・八 |
| | 五千人以上一万人未満 | 六・四 |
| | 一万人以上二万人未満 | 八・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 九・六 |
| | 四万人以上 | 十一・二 |
| 五万二千回以上六万五千回未満 | 五千人未満 | 六・〇 |
| | 五千人以上一万人未満 | 八・〇 |
| | 一万人以上二万人未満 | 十・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 十二・〇 |
| | 四万人以上 | 十四・〇 |
| 六万五千回以上 | 五千人未満 | 七・二 |
| | 五千人以上一万人未満 | 九・六 |
| | 一万人以上二万人未満 | 一二・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 十四・四 |
| | 四万人以上 | 十六・八 |

第三表

| | |
|----------------|-----|
| 千五百人未満 | 一・〇 |
| 千五百人以上三千人未満 | 一・七 |
| 三千人以上六千人未満 | 二・三 |
| 六千人以上一万二千人未満 | 三・〇 |
| 一万二千人以上二万四千人未満 | 三・七 |
| 二万四千人以上四万八千人未満 | 四・三 |
| 四万八千人以上 | 五・〇 |

- イ 航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場 次に掲げる式により算定して得た数値
 航空機の飛行回数別点数 × { 1 + (1 / 2) (当該演習場に係る関連市町村の数 - 1) } × (当該関連市町村の配分点数 / 当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数)
 この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 航空機の飛行回数別点数 第一表の上欄に掲げる令第十五条第五号アの回数及び同表の中欄に掲げる当該演習場に係る関連市町村の障害人口を合算した人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (2) 配分点数 第二表の上欄に掲げる関連市町村の障害人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値(令第十五条第二号の割合が一パーセント未満の関連市町村にあつては、当該数値に〇・五を乗じて得た数値)

第一表

| | | |
|------------------|------------|-------|
| 六千五百回未満 | 五千人未満 | 七・二 |
| | 五千人以上一万人未満 | 九・六 |
| | 一万人以上二万人未満 | 十二・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 十二・〇 |
| | 四万人以上 | 十四・四 |
| 六千五百以上九千七百五十回未満 | 五千人未満 | 十・八 |
| | 五千人以上一万人未満 | 十四・四 |
| | 一万人以上二万人未満 | 十八・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 二十一・六 |
| | 四万人以上 | 二十五・二 |
| 九千七百五十回以上一万三千回未満 | 五千人未満 | 十四・四 |
| | 五千人以上一万人未満 | 十九・二 |
| | 一万人以上二万人未満 | 二十四・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 二十八・八 |
| | 四万人以上 | 三十三・六 |
| 一万三千回以上一万九千五百回未満 | 五千人未満 | 二十一・六 |
| | 五千人以上一万人未満 | 二十八・八 |
| | 一万人以上二万人未満 | 三十六・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 四十三・二 |
| | 四万人以上 | 五十・四 |
| 一万九千百回以上二万六千回未満 | 五千人未満 | 二十八・八 |
| | 五千人以上一万人未満 | 三十八・四 |
| | 一万人以上二万人未満 | 四十八・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 五十七・六 |
| | 四万人以上 | 六十七・二 |
| 二万六千回以上 | 五千人未満 | 三十六・〇 |

| | | |
|--|------------|-------|
| | 五千人以上一万人未満 | 四十八・〇 |
| | 一万人以上二万人未満 | 六十・〇 |
| | 二万人以上四万人未満 | 七十二・〇 |
| | 四万人以上 | 八十四・〇 |

第二表

| | |
|----------------|-----|
| 千五百人未満 | 一・〇 |
| 千五百人以上三千人未満 | 一・七 |
| 三千人以上六千人未満 | 二・三 |
| 六千人以上一万二千人未満 | 三・〇 |
| 一万二千人以上三万四千人未満 | 三・七 |
| 三万四千人以上四万八千人未満 | 四・三 |
| 四万八千人以上 | 五・〇 |

ウ 砲撃が実施される演習場 次に掲げる式により算定して得た数値

砲撃日数別点数 × 演習人員別点数 × { 1 + (1 / 2) (当該演習場に係る関連市町村の数 - 1) } × (当該関連市町村の配分点数 / 当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数)

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 砲撃日数別点数 第一表の上欄に掲げる演習場及び同表の中欄に掲げる令第十五条第五号イの日数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (2) 演習人員別点数 第二表の上欄に掲げる令第十五条第五号イの人数及び同表の中欄に掲げる令第十五条第一号の面積が当該演習場に係る関連市町村の交付年度の四月一日現在における面積を合算した面積に占める割合(第二表において「演習場面積割合」という。)又は当該演習場に係る関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口を合算した人口(第二表において「合算人口」という。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (3) 配分点数 第三表の上欄に掲げる当該関連市町村の区域内にある演習場の土地の交付年度の四月一日現在における面積が当該演習場の同日現在における土地の面積に占める割合(第三表において「関連市町村面積割合」という。)又は関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口(第三表において「関連市町村ごとの人口」という。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

第一表

| | | |
|---|------------|-----|
| 交付年度において大型の火器(口径百五十五ミリメートルの加農砲、口径二百二ミリメートルの榴弾砲及び直径三百ミリメートルのロケット砲をいう。以下同じ。)を使用して演習を行う演習場 | 五十日未満 | 〇・六 |
| | 五十日以上百日未満 | 一・二 |
| | 百日以上百五十日未満 | 一・八 |
| | 百五十日以上二百 | 二・四 |

| | | |
|---|--------------|-----|
| | 日未満 | |
| | 二百日以上二百五十日未満 | 三・〇 |
| | 二百五十日以上 | 三・六 |
| 交付年度において中型の火器(口径百五十五ミリの榴弾砲をいう。以下同じ。)を使用して演習を行う演習場 | 五十日未満 | 〇・三 |
| | 五十日以上百日未満 | 〇・六 |
| | 百日以上百五十日未満 | 〇・九 |
| | 百五十日以上二百日未満 | 一・二 |
| | 二百日以上二百五十日未満 | 一・五 |
| | 二百五十日以上 | 一・八 |
| 交付年度において大型の火器及び中型の火器以外の火器を使用して演習を行う演習場 | 五十日未満 | 〇・二 |
| | 五十日以上百日未満 | 〇・四 |
| | 百日以上百五十日未満 | 〇・六 |
| | 百五十日以上二百日未満 | 〇・八 |
| | 二百日以上二百五十日未満 | 一・〇 |
| | 二百五十日以上 | 一・二 |

第二表

| | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|-----|
| 五万人未満 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 | 〇・七 |
| | 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | |
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 | 一・〇 |
| 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | | |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 一・三 |
| 五万人以上十万人未満 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 | 一・四 |
| | 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | |

| | | |
|---------------|---|-----|
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | 二・〇 |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 二・六 |
| 十万人以上十五万人未満 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | 二・一 |
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | 三・〇 |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 三・九 |
| 十五万人以上二十万人未満 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | 二・八 |
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | 四・〇 |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 五・二 |
| 二十万人以上二十五万人未満 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | 三・五 |
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | 五・〇 |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 六・五 |
| 二十五万人以上三十万人未満 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | 四・二 |
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | 六・〇 |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 七・八 |
| 三十万人以上 | 一 演習場面積割合五パーセント未満 二 演習場面積割合五パーセント以上、合算人口二万人未満 | 四・九 |
| | 一 演習場面積割合五パーセント以上十パーセント未満、合算人口二万人以上 | 七・〇 |

| | | |
|--|----------------------------------|-----|
| | 二 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口二万人以上四万人未満 | |
| | 演習場面積割合十パーセント以上、合算人口四万人以上 | 九・一 |

第三表

| | |
|---|-----|
| 一 関連市町村面積割合十パーセント未満 | 一・〇 |
| 二 関連市町村面積割合十パーセント以上、関連市町村ごとの人口五千人未満 | |
| 一 関連市町村面積割合十パーセント以上、関連市町村ごとの人口五千人以上一万五千人未満 | 一・七 |
| 二 関連市町村面積割合十パーセント以上三十パーセント未満、関連市町村ごとの人口一万五千人以上 | |
| 一 関連市町村面積割合三十パーセント以上、関連市町村ごとの人口一万五千人以上二万五千人未満 | 二・三 |
| 二 関連市町村面積割合三十パーセント以上五十パーセント未満、関連市町村ごとの人口二万五千人以上 | |
| 関連市町村面積割合五十パーセント以上、関連市町村ごとの人口二万五千人以上 | 三・〇 |

工 港湾 第一表の上欄に掲げる交付年度の四月一日現在における令第十五条第五号ウの割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる点数に、第二表の上欄に掲げる同号ウの数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値(総トン数一万トン以上の艦船が使用する港湾にあつては、当該数値に五を乗じて得た数値)を乗じて得た数値

第一表

| | |
|--------------------|---|
| 二十パーセント | 一 |
| 二十パーセント以上四十パーセント未満 | 二 |
| 四十パーセント以上六十パーセント未満 | 三 |
| 六十パーセント以上 | 四 |

第二表

| | |
|------------|-----|
| 千五百未満 | 〇・九 |
| 千五百以上二千未満 | 一・〇 |
| 二千以上二千五百未満 | 一・一 |
| 二千五百以上 | 一・二 |

- 3 令第十五条第五号アの種類若しくは回数、同号イの日数若しくは人数又は同号ウの割合若しくは数の変更の結果、交付年度における交付金算定の基礎となつた前項第四号の特定防衛施設の運用点数(以下「当該年度運用点数」という。)が、前年度における交付金算定の基礎となつた前項第四号の特定防衛施設の運用点数(以下「前年度運用点数」という。)の九十パーセント以下に低減することとなる関連市町村がある場合には、当該関連市町村については、前年度運用点数に次に掲げる式により算定した数値を乗じて得た数値を当該年度運用点数とみなすものとする。

$$0.9 - 1 \div 2 \times \{ (\text{前年度運用点数} - \text{当該年度運用点数}) \div \text{前年度運用点数} - 0.1 \}$$

- 4 第一項の式により交付金を算定する場合において、第二項第二号の面積点数を基礎として算定した額、同項第三号の人口点数を基礎として算定した額及び同項第四号の特定防衛施設の運用点数を基礎として算定した額のそれぞれに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその金額を千円として計算するものとする。
- 5 令第十五条第六号に掲げる運用の態様の変更を基礎として交付すべき交付金の額は、交付年度に交付すべき交付金の予算額から普通交付額を控除した額を、同号の運用の態様の変更を考慮して特に必要があると認める関連市町村に対し防衛施設庁長官が配分した額とする。

(関連市町村の合併があつた場合の特例)

第四条 前条(第五項を除く。以下同じ。)の規定により、関連市町村の合併(関連市町村の区域の全部に係る市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。)をいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した関連市町村(以下「合併後関連市町村」という。)に対し交付すべき交付金の額として算定した額が、合併前関連市町村(関連市町村の合併によりその区域の全部が合併後関連市町村の区域の一部となつた関連市町村をいう。以下同じ。)が交付年度の四月一日においてなお当該関連市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額(当該合併前関連市町村が二以上ある場合には、当該二以上の合併前関連市町村につきそれぞれ算定される額の合算額)より少ないときは、同条の規定にかかわらず、当該関連市町村の合併が行われた日の属する年度の翌年度(当該日が四月一日である場合には、当該日の属する年度)以降十年度の各年度においては、当該算定される額を当該合併後関連市町村に対し交付すべき交付金の額とする。

(損失補償の申請)

第五条 法第十四条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書正副各一通を提出しなければならない。

- 2 法第十四条第二項の規定により市町村長(特別区の区長を含む。)が損失補償申請書及びその意見を記載した書面を送付する場合には、防衛施設庁長官を経由しなければならない。

- 3 第一項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(異議の申出)

第六条 法第十五条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛施設庁長官を経由して提出しなければならない。

- 2 前項の異議申出書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律施行規則(昭和四十一年総理府令第三十八号)は、廃止する。

- 3 第三条第二項第一号の規定の平成十年度から平成十九年度までの各年度における適用については、同号中「百分の七十」とあるのは「百分の五十」とする。

附 則（昭和五〇年三月一〇日総理府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年十一月二八日総理府令第七三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年一月一七日総理府令第五九号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の規定は、昭和五十一年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

附 則（昭和五四年九月一四日総理府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年九月一九日総理府令第四四号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の規定は、昭和五十六年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

附 則（昭和五六年一月二一日総理府令第四九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年二月二七日総理府令第一号）

この府令は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）第一条及び第二条の規定の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一九日総理府令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、昭和六十年十一月一日から施行する。

(指揮監督等に関する経過措置)

第二条 金沢防衛施設事務所長は、第四十四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、防衛施設庁長官の指定する事務については、名古屋防衛施設支局長の指揮監督を受けるものとする。この場合において、この府令による改正後の第三十七条の規定にかかわらず、当該事務以外の事務に係る名古屋防衛施設支局長の管轄区域は、金沢防衛施設事務所の管轄区域以外の管轄区域とする。

(処分等に関する経過措置)

第十一条 この府令の施行前に名古屋防衛施設局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、名古屋防衛施設支局長がした処分等とみなし、この府令の施行前に名古屋防衛施設局長に対してした申請、報告その他の行為(以下「申請等」という。)は、名古屋防衛施設支局長に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成元年七月二七日総理府令第四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日総理府令第二三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日総理府令第二二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府令第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年五月二三日内閣府令第五八号)

この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行規則の規定は、平成十五年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

附 則 (平成一五年六月二七日内閣府令第七〇号)

この府令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日内閣府令第二号)

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。